

法科大学院の思ひ出

吉野 太人

目次

- I はじめに
- II 講義科目について
- III 学生について
- IV 一橋大学法科大学院における法科大学院教育について

I はじめに

私は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、一橋大学法科大学院と立教大学法科大学院の特任教授として、東京高等検察庁から検察官として派遣された。

先日、2年間にわたって大変お世話になった花本さんから、一橋大学法科大学院で2年間過ごした私の思い出をテーマとして原稿をとの申し出を受けた。

快く承諾させて頂いたものの、筆をとってみてはたと気づいた。本年4月から東京地方検察庁刑事部に戻り、それまでと全く毛色の違った業務に従事するようになり、法科大学院時代の記憶が急速に薄れているのである。

そのため、薄れゆく記憶を呼び起こし、そこにやや色を付けつつ、いささか曖昧かつ雑ばくな感は否めないものの、いくつかの思い出を綴ることとしたい。

II 講義科目について

私が一橋大学法科大学院で担当した講義科目は、春夏学期が3年生を対象とする刑事実務概論及び模擬裁判（夏期集中講座）並びに秋冬学期が2年生を対象とする刑事法演習Ⅱ及び3年生を対象とする発展ゼミⅡであった。

刑事実務概論は、刑事訴訟法の理論を前提に、検察官、弁護士、裁判所の三者の立場から、刑事実務を概観するというものであった。同科目では、法務総合研究所が発行した事件記録教材に収録された刑事被告事件について、学生が模擬公判前整理手続を行うことが含まれており、これらの結果を踏まえ、夏期集中講座として模擬裁判を行った。両者は、私が今から20数年前に受けた司法修習の前期（約4か月間）に受講した、検察実務、刑事裁判及び刑事弁護を併せたような科目であった。一橋大学法科大学院の学生のパフォーマンスは我々の司法修習時代と比べても遜色のないか、むしろ洗練されたもので、学生の優秀さを実感したのを覚えている。また、2年目に講義回数と時間に変更されたことで、青木先生とカリキュラムの見直しをし、詳細な打ち合わせをさせて頂いて、訴因論や刑事手

続上の最近の諸問題に関し、共同講義を実施した。青木先生の御教授を受け、また、御相談させて頂きながら、私なりに訴因論や強制捜査について集積された判例及び裁判例等を整理できた。私自身の講義のつたなさから、学生に伝わったかはやや心許ないものの、大変勉強になり、達成感を抱いたのを思い出す。

刑事法演習Ⅱは、法務総合研究所発行の事件記録教材に収録された各刑事事件について、当該各事件の捜査公判を行う際に問題となる事項を学生に検討させることで、刑法及び刑訴法の重要基本論点を概観するとともに、刑事実務における事実認定の初歩を学ぶという講義科目であった。講義準備や講義の過程で学び直した重要基本論点の分析は、私の学生時代に学んだものに比べて遙かに高度かつ精緻に分析されていた。私が任官してから約20年間に積み上がったこれらの集積を認識・理解することと相まって、日々、既視感があるものの、新奇性を感じる発見があり、興味深いものがあった。同科目も前記のとおりカリキュラムの変更があり、本庄先生と綿密な打ち合わせをさせて頂きながら、詐欺の欺罔行為、承継的共犯論等について新しい項目を講義内容に追加した。ここで本庄先生から教えて頂いた各論点のバックボーンに流れた理論は今でも私の財産である。

発展ゼミⅡは、代々の派遣検察官が作成し、あるいは、私が自ら作成した事例問題を前提に、刑事実務における捜査・公判上の問題点を議論した上で、レポートの提出を受けるといったものであった。前任の派遣検察官が残していった事例問題を踏襲しつつも、私自身の爪痕もささやかながら残しておこうと思った。そこで、何題かの新作事例問題を作成した。現場で検察官として深く研究してみたいと思っていた過失犯や不作為犯、派遣検察官の時代に研究めいたことをしておきたいと思ってテーマに選んだ強盗罪等の分野について、新作事例問題を作成した。いざテーマを選んで新作事例問題を作ろうとしても、その素材となる判例や裁判例、これを巡る学説の状況を調査しなければならない。これらについては、インターネット検索でキーワードに工夫を凝らしたり、定期購読させて頂いた雑誌等をヒントに探索し、図書館や磯野研究館等でコピーを取り、そのコピーを読んで事例問題の着想を待ち、パソコンに向かって新作を作る、平行して問題点毎にレジюмеを作成する際、様々な文献を読んでは「これは！！」と思ったところを忘れないうちに入力する、そんな作業は時間の経過を忘れさせてくれた。あの没頭した時間が懐かしく思う。

日々犯罪と格闘している今、これらの講義科目で得た知識は大いに役立っている。

Ⅲ 学生について

私は現場で検察官に従事して10年以上経過した頃から、教育的なことに携わりたいという漠然とした思いを抱いていた。それは、自分自身、学修し直したいという意欲めいたものがあったということと、年齢を重ねるにつれ、徐々に先輩が少なくなり、後輩が増えてくる、私と後輩の年齢差も広がり、司法制度改革も進行する中、年々任官・登録する若

手法曹の育成プログラムの実情や彼らの現実の姿を知りたいと思うようになったためである。

そんな中、ちょうど任官 20 年目で法科大学院の教育に携われる機会を頂き、学生と直に接することができた。

講義や講義後の質問、懇親会等で学生と接したが、私の頃と比べて時代背景がかなり変わったこと、学生周囲の環境や登用試験の形態等は確かに変わったし、そのせいと思われるが、表面的に見えるもの、例えば、効率性や正解を強く求めようとする点等は、私の頃よりも強いと感じる。しかし、奥底の部分、例えば、職業法曹として社会に貢献したいといった意欲は私の頃と変わらないか、あるいは、それよりも強く、具体的な意識を持って将来に備えようとする学生が多いと感じた。

彼らがその意欲を持ち続けて夢を実現してくれれば、我が社会はもっと良くなる、という確信を持てたのは大きかったし、今後もその若手法曹を妨害しないように助力したいと思う。

IV 一橋大学法科大学院における法科大学院教育について

現状では少数派かもしれないが、司法試験予備試験に合格しても、一橋大学法科大学院のカリキュラムを終えてから司法修習に向かいたいという学生がいる。

そのような学生に強く共感する。

私は、刑事系の科目の一部しか担当していない身ではあるが、一橋大学法科大学院における刑事系の科目に関しては、そこで提示される講義内容を理解し、知識化していれば、試験に合格するのはもとより、法曹として紛争解決に従事するに当たり必要十分な資質を身につけている評価できると思う。

現場①→法科大学院→現場②の経験をした私自身、現場②の私の方が格段にパワーアップしたという実感がある。警察から相談されたり、送致された事件についての事実認定の際の事実整理の仕方が現場①よりも精密にできるようになったと感じるし、このようにして認定した事実に対する法適用能力自体も向上したように思う。昔はできなかったが、「この点に関してはこの判例がある、この判例の背景は……」といったことが想起できるようになった。部下検察官への指導にも大変役立っていると感じる（実際私を外から見ている人がどう評価するかは別である。人はその人の感じるものしか分からないのだから仕方がない。）。

法曹になる直前にこのカリキュラムを経験する学生は貴重な経験をしていると思うし、是非、活かしてもらいたい。